



【社長から～心にとめておきたい言葉】

感謝の心が人を育て、感謝の心が自分を磨く

【まごころ通信】by小峰裕子
第26話 日本酒とお燗

わたしが若い頃、日本酒というと二日酔いしやすく舌にベタベタした感じが残る、どちらかといえばマイナスのイメージでした。これは戦時中、食糧不足から1本を3本に水増して造っていた名残で、醸造用のアルコールや甘くするための水飴、化学調味料などを足した「良心的といえない」日本酒が多く出回っていたからでした。

いつの間にか日本酒離れが進み造り酒屋も半減、日本酒文化どん底時代です。それでも本物を知る人々の手により「大吟醸」「吟醸」「純米酒」とまじめに造られた日本酒の伝統は守られ、やがて復活を遂げたのはご存じの通りです。今では若い世代にも地酒を中心にファンが増え、手に入りにくい銘柄もあるようです。

日本酒は温度によって風味が変化する深みのあるお酒です。好みはありますが、米のうま味が強いつゆは純米酒は爛付けで、香りが強い大吟醸ならきりっと冷たくして飲むとおいしさが際立ちます。ただ、お酒は一度封を切ったら飲み切らないと味が変わります。それでほとんどのお店は、冷蔵庫で保管しています。お店で「冷や」を頼むと冷えたお酒が出てくることがありますが、「冷や」は常温のことで冷酒ではありません。お酒を暖めて欲しい時「人肌」と言いますが、それは35度前後、「温燗(ぬるかん)」が40度、「熱燗(あつかん)」は50度です。爛付けのしかたは湯煎が一般的ですが、電子レンジも便利なので自宅ではさぼってチンです。少し冷めやすいです。ちなみに、冷酒となると冷たさを感じる15度前後を「花冷え」、5度前後を「雪冷え」というそうです。

皆さんが好んで飲むお酒は何でしょうか。たまには日本酒で海の幸山の幸を肴にゆっくり盃を傾げるのもいいものですね。わたしも季節を感じたい時や大切な人達とゆっくり過ごしたいときは、日本酒を楽しんでいます。



■□■———2月の記録———□■□

【今月の自己申告ノルマ:達成】

今月は、鶴さんが自己申告した売り上げ目標を達成しました。社長より業績給が支給されます。

【今月の売上トップ】

賃貸仲介手数料トップ藤原さん
売買仲介手数料トップ酒匂店長



【今月の管理受託物件】

今月の管理受託はありません。
地道に努力してまいりましょう。



【酒匂店長より】

1本の報告の電話をしなかったばかりに信頼を損なうことがあります。しっかり仕事はしています。キチンと相手にお伝えるのも重要な仕事です。

【2月の社内研修会】強制参加

2月18日(木) 16:00～18:00

社内研修会を開催しました。テーマは「相続基礎の基礎・不動産編」講師は小峰裕子さんでした。



【宅建協会東部支部に執務しました】

2月10日(水) 宅建協会無料相談員を執務しました。
2月12日(金) 宅建協会東部支部選挙管理委員会、幹事予定者会を開催しました。
2月23日(火) 宅建協会東部支部代議員会に出席しました。

【小峰裕子さんがセミナーに参加しました】

2月6日(土) 代表を務める【相続マインズ福岡】第10回定例研修会が開催されました。テーマは「家族だから～ペット信託・家族のためのペット信託」、講師は行政書士で(一般社)ファミリーアニマル支援協会代表理事の服部薫氏でした。
2月7日(日)福岡市NPO・ボランティアセンターあすみん協力による「ふらっとカフェ壱岐南」において相続無料相談会の相談員を務めました。
2月19日(金) 司法書士法人オフィスワングループ代表の島田雄左氏著書「家族信託の教科書」出版記念セミナー・交流会に出席しました。

建築の際の届出について(全2回)

建物を建てる際に行う「建築確認申請」皆様ご存じでしょうが、意外とその中身を正しく知っている方は少ないのではないのでしょうか。

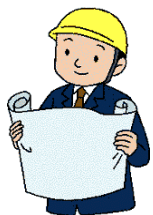
建物を建築するには様々な法律規制を守る必要があります。代表的なところで「都市計画法」「宅地造成規制法」「建築基準法」「消防法」などがあります。建築確認では建築計画が法に合致しているかどうかを「確認」をします。あくまで確認ですから許可ではありません。

この申請ですが、申請者は建築主様です。(一般に建売の場合などは申請者は売主(販売会社)となります。)

受付窓口は以前は役所で、この確認作業は特定行政庁の有資格者である「建築主事」が執り行っていました。しかし現在は民間にも開放され、国から認可を受けた審査機関でも受付可能です。申請が通れば確認した旨の通知である「建築確認済証」が発行されます。これで晴れて建築ができるというわけです。

私の(印象的な)経験としてマンション新築の際、確認済証と簡単な書類があれば建築途中でも家の外壁に貼る緑色の住所プレートを役所からもらえました。また、複雑に利権が絡まった土地を売買をした際に、この土地上の将来的な再建築時に確認申請が通らないのでは心配になり役所に相談したところ、「建築確認はどの土地にどのように建物が建つのかを審査するので土地の名義は関係ない。つまり法的適合があれば確認済証を交付します」とのことでした。建築確認申請はけっこう機械的でドライです。

工事をするために必要なこの確認申請。確認済証の交付を受けて工事が完了したらもう安心なのではないでしょうか？ええ、まだ安心はできません。次回は工事完了後に必要な手続きなどをご説明します。



3月の予定

【3月のお誕生日】

3月4日 鶴 奈都恵さん
3月24日 梅津 嘉樹さん



【特別社内研修】全員強制参加

3月24日(木)店舗営業は14:00で終了してください。14:00～コンプライアンス清掃
16:00～社内研修会 テーマは「相続基礎の基礎・税務編」講師は小峰裕子さんです。
18:00～社長と飲む日

【月次報告会議】任意参加

3月8日(火)7:40～8:00
8:00～8:30は町内清掃を行います。

【素直塾】全員強制参加

3月3日(木)17:00～18:00
18:00～本会議(任意参加)

【月次営業会議・異見会】店長以上参加

3月10日(木)18:00～19:00

【早朝勉強会】任意参加

3月22日(火)8:30～9:50

【今月の社員】 鶴 奈都恵

皆さんお久しぶりです。鶴です。一生忘れられないかも知れない事があったのでご報告させて下さい。実は葬儀での場面なのですが、私の祖母が亡くなった時のことです。火葬場での最後のお別れの時、祖父が祖母の頬を撫でながら言った言葉がずっと心に残っています。「心配いらんよ。お前は生きとる間に悪いことやら一つもしとらん人間やけん、お浄土の蓮の花の上に座っとるよ」何十年も連れ添った奥さんにそんな事が言えるなんて本当にすごい事ですよ。

日本の仏教は死者のためにある葬式仏教と言われますがこんな美しい場面があるならそれはそれで素晴らしい事ではないでしょうか。

祖父は祖母のために毎朝・毎晩お線香をあげ、祖母の好きだったお菓子をお供えています。祖母の優しかった人柄がそうさせるのでしょうか、祖父母は何十年間も相思相愛だったんですね。

